

令和2年第9回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和2年9月30日(水)午後2時00分

場 所 表郷公民館

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(15名)

2番	熊崎新壽	委員	3番	根本一郎	委員
4番	小松勝恵	委員	5番	小泉光敏	委員
8番	山内喜一	委員	9番	深谷宏光	委員
10番	早津和一	委員	11番	山本繁夫	委員
12番	有賀良雄	委員	13番	富永進	委員
14番	齋藤茂	委員	15番	塩田一也	委員
17番	砂塚功	委員	18番	北野唯道	委員
19番	矢野正則	委員			

欠席農業委員(4名)

1番	鈴木俊信	委員	6番	橋本賢一	委員
7番	樋口幹夫	委員	16番	秋元幸一	委員

出席農地利用最適化推進委員(15名)

茂木一男	委員	高橋亨	委員
鈴木實	委員	邊見敏文	委員
篠宮四郎	委員	齋藤一廣	委員
十文字正一	委員	深谷昭	委員
緑川喜文	委員	和知俊一	委員
穂積正	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	藤田康次	委員
梨本清太	委員		

欠席農地利用最適化推進委員(4名)

鈴木信秋	委員	鈴木滋夫	委員
------	----	------	----

大 戸 文 治 委 員

市 川 哲 夫 委 員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	鈴木 誠之	主幹兼次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	真船美和子	副 主 査	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	新井 修治
東分室長	藤田 和宏		

◎開 会

事務局長 それでは、定刻となりましたので、これより始めさせていただきます。

農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、ただいまより令和2年第9回白河市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の議案につきまして一部変更がございます。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係でございますが、その中のその1につきまして、9月25日付で申請人より取下げの申出がありました。

したがいまして、本日の議案につきましては、農地法第3条関係が2件、第5条関係が5件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が6件、合わせて13件をご審議いただきます。よろしく願いいたします。

また、本日は、総会終了後に、市内で農産物の生産を計画しております農業法人サラダボウルの事業計画について農政課より説明をいただくこととしておりますので、併せてよろしく願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

秋の取り入れ時期ということで、来る途中にもかなりのコンバインが動いておりました。これから刈り入れも本格化すると思いますが、皆さんも農作業には十分気をつけて行っていただきたいと思います。

それでは、総会を開始します。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、17番、砂塚功委員、18番、北野唯道委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。

1番、鈴木俊信委員、6番、橋本賢一委員、7番、樋口幹夫委員、16番、秋元幸一委員、鈴木信秋推進委員、鈴木滋夫推進委員、大戸文治推進委員、市川哲夫推進委員の8名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和2年9月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（真船主任主査） それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその2朗読】

以上、その1からその2までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

梨本委員 東小野田地区担当推進委員の梨本です。

今回の申請について、去る9月26日に富永委員と調査を行いました。親子間の贈与ということで、譲渡人にお話を伺いました。申請内容に間違いなく、特に問題ないということを確認しました。ご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当推進委員の茂木です。

今回の申請について、去る9月24日に、砂塚委員と、譲渡人、譲受人、双方の申請代理人である行政書士の3人で現地調査を行いました。申請地の周辺農地は不耕作地であり、その開拓は容易ではありませんが、譲受人の知り合いが近くに住んでおり、草刈り、耕作を手伝ってもらえるとのことでもあります。後日、電話で譲受人に現地調査の結果を伝え、農地法第3条第1項の申請であるため、3年以上耕作するよう言い伝えました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、朗読いたします。

4ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和2年9月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、5ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、宅地進行化区域内農地の要件を満たしており、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお

願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 大沼地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る9月24日に樋口委員と現地調査を行いました。譲渡人と直接会って申請内容を確認しました。譲受人には電話で申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用について周辺農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様の審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、10ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、宅地進行化区域内農地の要件を満たしており、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願います。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇地区担当の深谷です。

この案件につきましては、農業委員の有賀委員と相談いたしまして、事務局のほうで感染症防止のため電話の聞き取りを優先してくれということでしたので、去る9月16日に設定人に電話をいたしまして事実を確認いたしました。この案件は、周りに農地がないので、周りに対する農地への被害は何ら問題ないと思ひます。これは駐車場の進入路ということですので、建物が建つことによる日照権とか、そういうのも何ら問題ないので、申請書どおりの内容だということですので、皆さん方のご審議よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、15ページをご覧ください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、公共施設近距離区域内農地の要件を満たしており、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

斎藤委員 白坂地区担当の斎藤です。

今回の申請について、去る9月20日に、矢野会長、山本委員と現地調査を行いました。譲渡人の弟が現地に来ていただきました。譲受人にお会いし、双方とも申請内容について間違いのないとのことでした。今回の転用による周辺農地への影響については問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

会 長 農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、20ページをご覧ください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 大沼地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る9月24日に樋口委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人には電話で申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響は周辺は宅地でありますので、特に問題はないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 (大崎主幹兼次長兼係長) それでは、25ページをご覧ください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

円谷委員 大信信夫1地区担当の円谷です。

本申請につきまして、去る9月20日、現地において塩田委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人、立ち会っていただき申請内容を確認しました。周辺農地への影響は特にないと思われますので、皆様の審議をよろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、朗読いたします。

30ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和2年9月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会長 事務局より説明をさせます。

事務局（三浦副主査） それでは、33ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。

【所有権の移転第7号朗読】

この案件につきましては、去る9月8日に大沼地区担当委員の樋口委員、鈴木委員立会いの下、あっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第2号から第6号並びに所有権の移転第7号について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、賃借権の設定第2号から第6号並びに所有権の移転第7号について原案のとおり承認いたします。

◎その他

会長 以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会長 ないようですので、事務局より報告事項をお願いします。

事務局長 事務局よりご連絡を申し上げます。

まず初めに、義援金募集の協力についてということでございます。

今般、県の農業会議より、今年7月の九州、あるいは中国地方、中部、広くは東北地方など全国各地に甚大な被害をもたらした豪雨災害に対しまして、義援金募集の案内がございました。これは被災した農業者等の今後の経営と一刻も早い生活の回復を支援することを目的に、全国農業会議所が窓口となりまして、全国の農業会議、あるいは我々農業委員会を対象に募集を行うものであります。

つきましては、このたびの義援金の募集に関しまして、当白河市農業委員会としてどのように対応すべきかをお諮りしたいと思います。

なお、義援金は1口1,000円単位で指定の口座に送金することとしており、参考までに申し上げますと、一昨年西日本豪雨の際には、当農業委員会としては10口1万円を親睦会費より支出させていただいております。

早速ですが、ご検討のほどよろしく願いいたします。

会 長 ただいま事務局より、大雨による義援金の募集についての説明があり、参考として一昨年の西日本豪雨に対しては10口の義援金を送ったという報告がありました。

この件に関しまして、当農業委員会ではどのような対応をしたらいいかお諮りいたします。前例に倣って10口1万ということではいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 では、異議なしの声がありましたので、今回も10口で1万円を親睦会の口座から送金するという事にいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、早速、義援金につきまして、指定の口座へ送金をさせていただきたいと思えます。

続きまして、2点目です。

申し遅れましたが、本日お手元に委員報酬上期分の明細書をお配りさせていただきました。本日9月30日付で皆様のご指定の口座にお振込しておりますので、ご記帳の上、ご確認いただければと思います。

続いて、3点目です。

5月より、職員の軽装、いわゆるクールビズですね、ノー上着、ノーネクタイということを目指してまいりましたが、今月末、今日をもって終了となりますので、来月の総会からは、恐れ入りますが、上着、そしてネクタイ着用の上、ご出席のほどお願い申し上げます。

次に、4点目です。

令和2年度福島県下農業委員会大会の件でございます。

今年は来る11月12日木曜日に開催の予定となっております。例年ですと、参加者を募りまして、希望者全員で参加をしておりましたが、今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各農業委員会からの参加は事務局を含めて5名以内の予定と伺っております。今のところ、まだ正式な案内は来ておりませんが、参加人数に制限があった場合には、昨年度と同大会の参加状況を参考にしまして、会長と協議の上、委員さんを選ばせていただき、別途参加の打診をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

続いて、5点目です。

お手元に資料をお配りさせていただいておりますが家賃支援給付金のお知らせになります。この支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響等によりまして売上高が減少した事業者を対象に、農業経営を下支えするため、地代や家賃の負担軽減を目的としたものとなります。

この支援金に関して、ここ最近、県内幾つかの農業委員会に問合せが寄せられているとの話もございます。当委員会では1件ほど現在までに問合せがあったところがございますが、委員の皆様方にもぜひご承知おきいただきたいと思い、お配りをさせていただいたところがございます。

続いて、最後でございます。次回の総会日程になります。

次回は、10月30日金曜日午後2時より、表郷公民館の集会室での開催となります。

連絡事項等は以上であります。

なお、会長には一旦ここで総会を締めさせていただきまして、5分ほど休憩を取った後、冒頭にお話させていただきました件について農政課から説明をさせていただきたいと思っております。

委員各位には、お疲れのところ大変恐縮でございますが、引き続きよろしく願いいたします。

私からは以上であります。

会 長 ほかに皆様からご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和2年第9回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 2時45分)